

3. 三木町学校給食センターの整備に係る前提条件

3.1 将来の推計

3.1.1 提供食数の算出の考え方

「三木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」等を踏まえ、将来の配食人口を推計します。

提供食数の推計に際しては、小学校に加えて、中学校も含めた場合の食数を推計します(児童、生徒を総称して、以下「児童等」とします)。また、参考として、三木町が給食提供を行う保育所、幼稚園についても、食数の推計を行います。推計の条件は以下のとおりとしました。

■推計の条件

- (1) 学年分けは4月2日生まれから翌年の4月1日生まれを同学年とし、毎年度学年が上がるものとします。
- (2) 私立校には進学せず、町内の公立校に進学すると仮定します。
- (3) 推計に関しては、自然増による推計と社会増による推計の合計とします。

■活用データ

新学校給食センターにおける給食の提供食数の推計には、以下のデータを使用します。

- ・住民基本台帳（令和2年5月1日現在）
- ・令和2年度 児童生徒教職員数一覧（保育所、幼稚園、小学校、中学校）

保育所：ししの子保育所、神山保育所、下高岡保育所

幼稚園：ししの子幼稚園、田中幼稚園、氷上幼稚園、白山幼稚園

小学校：平井小学校、田中小学校、氷上小学校、白山小学校

中学校：三木中学校

3.1.2 現状の児童・生徒数

(1) 児童数

現状の児童数は表 3-1 のとおりであり、4校で児童数は1,481人です。

表 3-1 現状の児童数（小学校）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	普通 学級	特別支 援学級	合計	職員数
平井小	88 (3)	98 (3)	82 (3)	89 (3)	89 (3)	100 (3)	546 (18)	28 (6)	574	48
田中小	17 (1)	21 (1)	17 (1)	15 (1)	15 (1)	9 (1)	94 (6)	7 (3)	101	19
氷上小	74 (3)	82 (3)	93 (3)	87 (3)	93 (3)	67 (2)	496 (17)	26 (4)	522	34
白山小	35 (1)	41 (2)	50 (2)	52 (2)	39 (1)	48 (2)	265 (10)	19 (6)	284	30
小学校 合計	214 (8)	242 (9)	242 (9)	243 (9)	236 (8)	224 (8)	1,401 (51)	80 (19)	1,481	131

上段：児童数（院内学級を除く）、下段：学級数、令和2年5月1日現在

出典：三木町資料

(2) 生徒数

現状の生徒数は表 3-2 のとおりであり、三木中学校 1 校で生徒数は 739 人です。

表 3-2 現状の生徒数（中学校）

	1 年	2 年	3 年	普通学級	特別支援学級	合計	職員数
三木中	260	229	226	715 (22)	24 (6)	739	60
中学校 合計	260	229	226	715 (22)	24 (6)	739	60

上段：生徒数（院内学級を除く）、下段：学級数、令和 2 年 5 月 1 日現在

出典：三木町資料

(3) 園児数【参考】

1) 保育所

現状の園児数（公立保育所）は表 3-3 のとおりであり、公立保育所 3 園で園児数は 174 人です。

表 3-3 現状の園児数（公立保育所）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	職員数
ししの子	2	9	11				22	7
神山	5	15	12	19	12	13	76	25
下高岡	6	11	15	14	13	17	76	21
保育所 合計	13	35	38	33	25	30	174	53

上段：園児数、令和 2 年 5 月 1 日現在

出典：三木町資料

2) 幼稚園

現状の園児数（公立幼稚園）は表 3-4 のとおりであり、公立幼稚園 4 園で園児数は 223 人です。

表 3-4 現状の園児数（公立幼稚園）

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	教職員数
ししの子	45	33	43	121	15
田中	3	5	2	10	4
氷上	21	19	26	66	11
白山	11	9	6	26	7
幼稚園 合計	80	66	77	223	37

上段：園児数、令和 2 年 5 月 1 日現在

出典：三木町資料

3.1.1.3 小中学校の児童・生徒数の推計

(1) 小学校1年生の児童数の推計

1) 自然増

a) R2年度の児童・生徒数

R2年度の各学校の実績値とします (表 3-5 の赤色部分)。

b) R3～R8年度の児童・生徒数

三木町の「住民基本台帳 (R2年5月)」の年齢別人口のうち、0歳児 (R8年度入学予定) から5歳児 (R3年度入学予定) の人口に、R2年度の児童等の総数に対する学校別の割合を乗じて算出します (表 3-5 青色部分)。

(計算例)

$$\text{平井小学校のR3年度入学児童数} = \text{住民基本台帳 (R2年5月) の5歳児人口} \times \frac{\text{平井小学校のR2年度入学児童数}}{\text{三木町内の全小学校のR2年度全入学児童数}}$$

c) R9～R27年度の児童・生徒数

国立社会保障・人口問題研究所が示す三木町の将来人口をもとに、R2年度の各小学校の実績値から算出した学校別の児童数割合によって学校毎に児童数を振り分けます (表 3-5 緑色部分)。また、国立社会保障・人口問題研究所が示す三木町の将来人口が2020年から2045年 (R2～R27年) 間の5年毎の数値であるため、その間の人口は同一の傾向で変化しているものと仮定し、各年の推定人口を算出します。なお、今回の推定値には年齢別の人口の値までは示されておらず、年少人口 (0～13歳児の人口) の値に留まっているため、「住民基本台帳 (R2年5月)」をもとに年少人口中の5歳児の人口割合を算出し、5歳児人口の推定値を算出します。

(計算例)

$$\text{R15年 (2033年) の推定年少人口} = \text{R12年 (2030年) の推定年少人口} + (\text{R17年 (2035年) の推定年少人口} - \text{R12年 (2030年) の推定年少人口}) \times \frac{\text{R15年} - \text{R12年}}{\text{R17年} - \text{R12年}}$$

$$\text{R15年 (2033年) の推定0歳児} \sim \text{5歳児人口} = \text{R15年 (2033年) の推定年少人口} \times \frac{\text{「住民基本台帳(R2年5月)」の推定0} \sim \text{5歳児人口}}{\text{住民基本台帳(R2年5月)の推定年少人口}}$$

$$\text{R15年 (2033年) の推定5歳児人口} = \text{R15年 (2033年) の推定0歳児} \sim \text{5歳児人口} \times \frac{\text{「住民基本台帳(R2年5月)」の推定5歳児人口}}{\text{「住民基本台帳(R2年5月)」の推定0} \sim \text{5歳児人口}}$$

$$\text{平井小学校のR15年度入学児童数} = \text{R15年 (2033年) の推定5歳児人口} \times \frac{\text{平井小学校のR2年度入学児童数}}{\text{三木町内の全小学校のR2年度全入学児童数}}$$

表 3-5 小学校入学児童数 (自然増による推計)

1年生児童数推計														③将来人口推計の結果をもとに、R2年の実績値から算出した学校毎の児童数													
学校名	R27 2045	R26 2044	R25 2043	R24 2042	R23 2041	R22 2040	R21 2039	R20 2038	R19 2037	R18 2036	R17 2035	R16 2034	R15 2033	R14 2032	R13 2031	R12 2030	R11 2029	R10 2028	R9 2027	R8 2026	R7 2025	R6 2024	R5 2023	R4 2022	R3 2021	R2 2020	児童数割合
1 平井小学校	67	68	69	70	71	72	73	75	76	77	79	80	82	84	86	88	89	93	96	98	103	108	113	118	123	128	42.67%
2 田中小学校	13	13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16	17	17	17	17	17	19	20	20	20	20	8.00%
3 永上小学校	53	54	55	55	56	57	58	59	60	61	62	65	67	68	69	71	72	74	76	78	81	83	86	88	90	93	32.78%
4 白山小学校	24	25	25	26	26	27	27	28	28	29	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	37	39	40	41	42	43	15.56%
計	157	159	161	164	166	169	172	175	178	181	184	189	193	197	201	205	210	214	218	224	241	255	268	281	294	307	100.00%

※特別支援学級の生徒を含む

2) 社会増

三木町内で現在行われている宅地開発は人口に影響を与える要因になると考えられます。このことから、上記の要因により増加する世帯数に三木町の合計特殊出生率(1.28)1を乗じて、児童等の人数を算定します(表 3-6・表 3-7)。

表 3-6 宅地開発による新生児増加

企業名	販売区画数	発売期間 (仮定)	1 年あたりの新生児数	最寄り学校
宅地開発 A	7 区画	1 年間	9 人	氷上小学校
宅地開発 B	7 区画	1 年間	9 人	氷上小学校
宅地開発 C	6 区画	1 年間	8 人	平井小学校
宅地開発 D	17 区画	2 年間	11 人	平井小学校
宅地開発 E	9 区画	1 年間	12 人	平井小学校

表 3-7 小学校入学児童数 (社会増による推計)

1 年生前児童数推計		民間の宅地開発による社会増										民間の宅地開発による社会増															
学校名	児童数割合	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045
1 平井小学校	42.67%	0	0	0	0	0	0	0	31	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 田中小学校	8.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 氷上小学校	33.78%	0	0	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 白山小学校	15.56%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	100.00%	0	0	0	0	0	0	0	49	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 「第 2 期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて」(令和 2 年 7 月)

3) 自然増＋社会増

3.1.3 小中学校の児童・生徒数の推計の3.1.3 (1) 2) において算出した自然増及び社会増のそれぞれによる推定結果を合計したものを表 3-8 に示します。

表 3-8 小学校教育児童数（自然増＋社会増）

1年生児童数推計(特別支援学級の生徒を含む)																											
学校名	児童数割合																										
	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	
児童数割合	42.67%	96	105	96	103	93	85	76	124	102	89	88	84	82	80	79	77	76	75	73	72	71	70	69	68	67	
1 平井小学校	42.67%	18	20	18	19	17	16	14	17	17	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	
2 田中小学校	8.00%	76	83	76	81	73	67	60	92	72	71	69	67	65	64	62	61	60	59	58	57	56	55	55	54	53	
3 米上小学校	33.78%	35	38	35	37	34	28	34	33	33	33	32	31	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	25	24	
4 白山小学校	15.56%	35	38	35	37	34	28	34	33	33	33	32	31	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	25	24	
計	100.00%	223	245	224	241	217	199	177	207	223	210	205	201	197	193	189	184	181	178	175	172	169	166	164	161	159	

(2) 小学校 2～6 年生の児童数及び中学校の生徒数

各年度の小学校 2～6 年生の児童数及び中学校の生徒数は前年の一学年前の児童及び生徒数がそのままの値で推移するものとし、R3 年度の小学 1 年生の児童数、また、R3 年度の中学 1 年生の生徒数は R2 年度の小学 6 年生の児童数と同数とします。

表 3-9 小学 2 年生児童数

1年生児童数推計（特別支援学級の生徒を含む）																											
R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	学校名	
																										児童数割合	
96	105	106	96	103	93	85	76	124	102	89	88	84	82	80	79	77	76	75	73	72	71	70	69	68	67		
42.67%																											1 平井小学校
18	20	18	19	17	16	14	17	17	17	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	2 田中小学校
76	83	76	81	73	67	60	92	72	71	69	68	67	65	64	62	61	60	59	58	57	56	55	55	54	53	3 米上小学校	
35	38	35	37	34	31	28	34	33	33	32	31	30	29	29	28	28	27	27	27	26	25	25	25	24	24	4 白山小学校	
15.56%																											計
100.00%	223	245	224	241	217	199	177	207	225	210	205	201	197	193	189	184	181	178	175	172	169	166	164	161	159	157	

2年生児童数推計(特別支援学級の生徒を含む)																											
学校名	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	
1 平井小学校	105	96	105	96	103	93	85	76	124	102	89	88	86	84	82	80	79	77	76	75	73	72	71	70	69	68	
2 田中小学校	24	18	20	18	19	17	16	14	17	17	16	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	
3 米上小学校	85	76	83	76	81	73	67	60	92	72	71	71	69	67	65	64	62	61	60	59	58	57	56	55	55	54	
4 白山小学校	45	35	38	35	37	34	31	28	34	33	33	32	31	31	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	25	
計	259	223	245	224	241	217	199	177	207	223	210	207	201	197	193	189	184	181	178	175	172	169	166	164	161	159	

表 3-10 中学 1 年生の児童数

学校名	6年生児童数推計(特別支援学級の生徒を含む)																										
	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	
1 平井小学校	104	91	91	87	105	96	105	96	103	93	85	76	124	102	89	88	86	84	82	80	79	77	76	75	73	72	
2 田中小学校	9	15	17	18	24	18	20	17	18	17	16	17	16	15	17	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	
3 米上小学校	69	99	92	101	85	76	83	76	81	73	67	60	92	72	71	69	68	67	65	64	62	61	60	59	58	57	
4 白山小学校	51	40	53	60	45	35	38	35	37	34	31	28	34	33	33	32	31	31	30	29	29	28	28	27	27	26	
計	233	245	253	266	259	225	241	217	199	177	167	207	267	225	210	205	201	197	193	189	184	181	178	175	172	169	

中学1年生(特別支援学級の生徒を含む)																											
生徒割合		R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045
1	三木中学校	100.00%	270	233	245	253	266	259	245	224	241	217	199	177	207	223	210	205	201	197	193	189	184	181	178	175	172
計		100.00%	270	233	245	253	266	259	245	224	241	217	199	177	207	223	210	205	201	197	193	189	184	181	178	175	172

(3) 教職員数の推計

教職員数の R2 年度の各学校の児童及び生徒数に對する教職員数の割合を算出し、その割合を各年度の児童及び生徒数に乘じることにより教職員数を算定します。
(計算例)

平井・小学校の R3 年度教職員数＝平井・小学校の R3 年度全児童数× $\frac{\text{平井・小学校の R2 年度教職員数}}{\text{三木町内の全小学校の R2 年度全入学児童数}}$

表 3-11 教職員数

教員数推計																												
学校名	教員割合	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	
1 平井小学校	8.36%	48	48	48	49	50	48	46	47	48	48	47	47	48	44	43	42	41	40	39	38	38	37	37	36	35	35	
2 田中小学校	13.81%	19	10	10	10	10	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
3 永上小学校	6.51%	34	45	43	42	40	38	37	38	37	36	36	36	37	34	34	33	32	32	31	30	30	29	29	28	28	28	
4 白山小学校	10.56%	30	23	22	21	19	18	17	17	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	
計		131	125	123	122	119	113	109	112	110	108	107	107	109	102	101	98	96	95	91	89	89	87	86	84	83	83	
学校名	教員割合	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	
1 三木中学校	8.12%	80	60	61	59	61	62	60	59	56	56	55	53	48	52	54	57	52	50	49	48	47	46	45	44	43	43	
計		80	61	59	61	62	60	59	58	56	56	55	53	48	52	54	57	52	50	49	48	47	46	45	44	43	43	

3.1.1.4 保育所の園児数の推計【参考】

(1) R2 年度の保育所の園児数

R2 年度の保育所の園児数の実績値とします。

(2) R3 年度以降の保育所の園児数

各年度の三木町の 3～5 歳児の人口に對する各保育所の園児数の割合（各保育所の園児数の割合は R2 年度の実績値より算出）を乘じること各年度の各保育所の園児数を算出します。
(計算例)

ししの子保育所の R3 年度の園児数＝R3 年度 3～5 歳児人口× $\frac{\text{ししの子保育所の R2 年度園児数}}{\text{R2 年度 3～5 歳児人口}}$

(3) 保育所の職員数

R2 年度の保育所の総職員数は町より提供の R2 年度の保育所の園児数の実績値とします。R3 年度以降の保育所の職員数は R2 年度総園児数に對する職員数の割合と R3 年度総園児数を乘じること R3 年度の職員数を算出し、最後に、R2 年度総園児数に對する各保育所の園児数の割合を乘じること各年度の各保育所職員数を算出します。

(計算例)

ししの子保育所の R3 年度職員数＝R3 年度総園児数× $\frac{\text{R2 年度総職員数}}{\text{R2 年度総園児数}}$ × $\frac{\text{ししの子保育所の R2 年度園児数}}{\text{R2 年度総園児数}}$

(4) 保育所の園児数及び職員数

上記の方法で保育所の園児数及び職員数を算出した結果は表 3-12 のとおりです。

表 3-12 保育所の園児数及び職員数

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045
ししの子保育所	29	29	29	29	28	28	27	26	25	25	24	24	23	23	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19
神山保育所	101	100	101	100	97	95	93	88	87	85	83	82	80	78	76	75	74	72	71	70	69	67	66	66	65	64
下高岡保育所	97	100	101	100	97	95	93	88	87	85	83	82	80	78	76	75	74	72	71	70	69	67	66	66	65	64
合計	227	229	231	229	222	218	213	202	199	195	190	188	183	179	174	172	169	165	163	160	158	154	151	151	149	147

3.1.5 幼稚園の園児数の推計【参考】

(1) R2 年度の幼稚園の園児数

R2 年度の幼稚園の園児数の実績値とします。

(2) R3 年度以降の幼稚園の園児数

各年度の三木町の 3～5 歳児の人口に対する各幼稚園の園児数の割合（各幼稚園の園児数の割合は R2 年度の実績値より算出）を乗じること各年度の各幼稚園の園児数を算出します。
(計算例)

ししの幼稚園の R3 年度の園児数=R3 年度 3~5 歳児人口× $\frac{\text{ししの幼稚園の R2 年度園児数}}{\text{R2 年度 3~5 歳児人口}}$

(3) 幼稚園の職員数

R2 年度の幼稚園の総職員数は町より提供の R2 年度の幼稚園の園児数の実績値とします。R3 年度以降の幼稚園の職員数は R2 年度総園児数に対する職員数の割合と R3 年度総園児数を乗じること R3 年度の職員数を算出し、最後に、R2 年度総園児数に対する各幼稚園の園児数の割合を乗じること各年度の各幼稚園職員数を算出します。

(計算例)

ししの幼稚園の R3 年度職員数=R3 年度総園児数× $\frac{\text{R2 年度総職員数}}{\text{R2 年度総園児数}}$ × $\frac{\text{ししの幼稚園の R2 年度園児数}}{\text{R2 年度総園児数}}$

(4) 幼稚園の園児数及び職員数

上記の方法で幼稚園の園児数及び職員数を算出した結果は表 3-13 のとおりです。

表 3-13 幼稚園の園児数及び職員数

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045
ししの幼稚園	136	139	137	135	143	139	138	125	123	121	118	116	113	111	109	106	104	103	101	99	97	96	94	93	92	90
田中幼稚園	14	11	11	11	12	12	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	7
永上幼稚園	77	76	75	73	78	76	75	68	67	66	65	63	62	61	59	58	57	56	55	54	53	52	51	51	50	49
白山幼稚園	33	30	29	29	31	30	30	27	26	26	25	25	24	24	23	23	22	22	22	21	21	21	20	20	20	19
合計	260	256	252	248	264	257	254	230	226	223	218	214	208	205	200	196	192	189	186	182	179	177	173	172	170	165

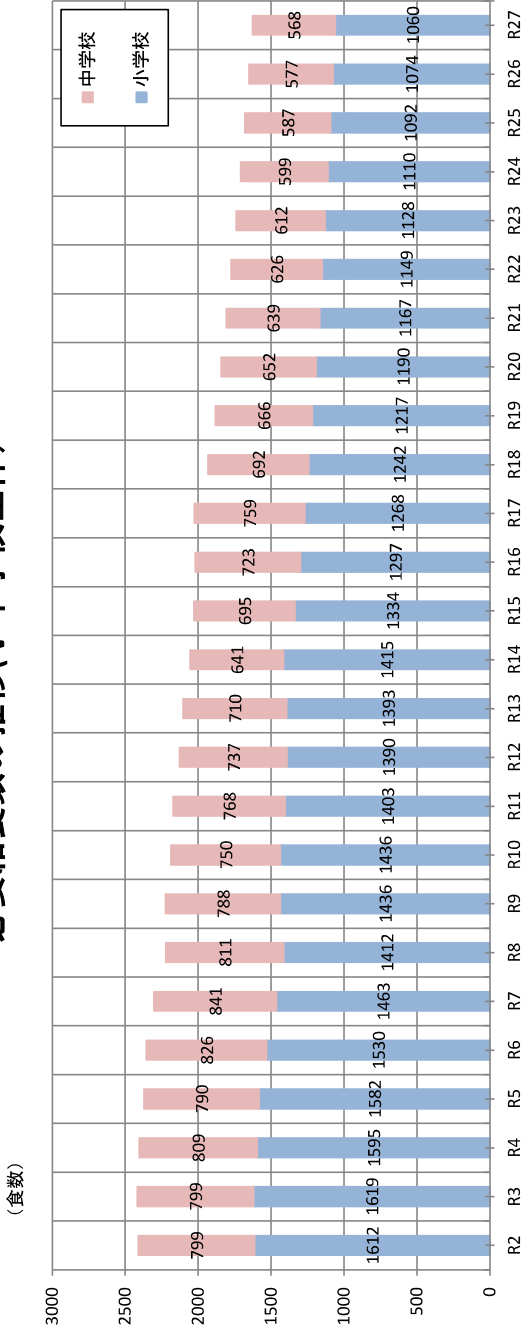
3.1.6 必要給食数の推計（小中学校）

新学校給食センターの配送校（小学校4校、中学校4校、中学校1校（予定））の必要給食数の推定を行います。なお、中学校は自校の調理場の老朽化が想定される令和15年頃からの供用開始を見込む場合、令和15年度の必要供給数は小中学校合計で2,029食となります。

表 3-14 児童・生徒等及び教職員数

給食数推計(児童・生徒、特別支援、教職員の合計)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
区分	校 名	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
小学校	平井小学校	622	623	627	640	647	624	602	623	631	617	611	612	621	576	553	541	530	519	508	498	490	481	474	466	458	452
	田中小学校	120	121	125	127	126	117	113	109	107	106	106	108	106	104	102	100	98	95	92	90	89	88	88	88	85	85
	米上小学校	536	581	555	544	514	494	471	487	483	471	467	468	476	446	438	428	419	411	402	394	381	375	368	363	358	
	白山小学校	314	284	288	271	243	228	220	215	213	208	206	207	210	206	202	197	193	189	185	182	179	176	172	170	167	165
	合計	1612	1619	1595	1582	1530	1463	1412	1436	1436	1403	1390	1393	1415	1334	1267	1268	1242	1217	1190	1167	1149	1128	1110	1092	1074	1060
中学校	三木中学校	799	799	809	790	826	841	811	789	750	768	737	710	641	695	723	759	692	666	652	639	626	612	599	587	577	568
	合計	799	799	809	790	826	841	811	789	750	768	737	710	641	695	723	759	692	666	652	639	626	612	599	587	577	568
各年度合計		2,411	2,418	2,404	2,372	2,356	2,304	2,223	2,224	2,186	2,171	2,127	2,103	2,056	2,029	2,020	2,027	1,934	1,893	1,842	1,806	1,775	1,740	1,709	1,679	1,651	1,628

必要給食数の推移(小中学校全体)



※児童・生徒、特別支援、教職員を含む

3.1.7 クラス数の推計

クラス数の推計は、町が定める各学年のクラスの人数で各学年の児童・生徒数を除することで算出します。（小数点以下は切り上げ）。

(計算例)

平井小学校の R3 年度クラス数 = $\frac{\text{平井小学校の R3 年度各学年児童数}}{\text{学年別最大クラス数}}$

表 3-15 クラスの人数

1クラス当たりの最大人数	
小学生	1年生
	2年生
	3年生
	4年生
	5年生
	6年生
中学校	1年生
	2年生
	3年生

表 3-16 小中学校のクラス数

小中学校会計（特別支援児童も含む）																											
学校名	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R26 2045	
平井小学校	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	17	16	16	15	14	
小田中小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
永上小学校	17	18	18	18	18	17	16	16	16	16	15	15	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
白山小学校	11	11	10	10	9	8	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
小学校計	52	53	52	52	51	49	48	48	48	47	46	46	46	44	43	42	42	42	42	42	42	41	40	39	39	38	
中三木中学校	22	22	22	22	23	24	23	22	21	21	21	20	19	20	21	21	19	18	18	18	18	18	18	18	17	16	
中学校計	22	22	22	22	23	24	23	22	21	21	21	20	19	20	21	21	19	18	18	18	18	18	18	18	17	16	
各年度合計	74	75	74	74	74	73	71	70	69	68	67	66	65	64	64	63	61	60	60	60	60	59	58	56	54	54	

3.1.8 必要コンテナ数の推計

必要コンテナ数の推計は、各学校のクラス数をコンテナ 1 基当たりの最大収容クラス数で除することで算出します（小数点以下は切り上げ）。なお、コンテナ 1 基当たりの最大収容クラス数は実績値より小・中学校は 6 クラスとします。

(計算例)

平井小学校の R3 年度コンテナ数 = $\frac{\text{平井小学校の R3 年度クラス数}}{\text{コンテナ 1 基あたりの最大収容クラス数 (6 クラス)}}$

表 3-17 必要コンテナ数

コンテナ1基あたり6クラス																													
校 名	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045			
小 学 校	国井小学校	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3			
	田中小学校	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	永上小学校	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	白山小学校	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
中 学 校																													
	三木中学校	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3			
各年度合計		15	16	16	16	17	17	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	13			

3.1.9 調理能力の設定

令和 6 年度に供用開始とするスケジュールを想定した場合に、表 3-18 のとおり、まず 1,530 食（小学校分のみ）でスタートし、その後令和 15 年度に中学校分（695 食）をセンター調理に移行すると仮定すると、令和 15 年度の必要給食数は小中学校合計で、2,029 食となります。

しかしながら、今後の中学校の調理場の老朽化の状況によっては、令和 15 年度よりも前倒ししてセンターで調理する可能性も考えられます。仮に令和 10 年度から中学校分（750 食）をセンター調理に移行する場合、令和 10 年度の必要給食数は小中学校合計で 2,186 食となります。

そのため、厨房設備の台数については 2,200 食分の設備を導入しておけば、食数が万が一、増加した場合も減少した場合も対応でき、2,200 食の調理能力が最も適正であると考えられます。

表 3-18 食数の推移

	小学校	中学校	合計	調理能力
R2 年度(現在)	1,612	799	2,411	2,400
R6 年度(供用開始想定)	1, 530	826	2,356	2,400
R10 年度	1,436	750	2, 186	2, 200
R15 年度	1,334	695	2, 029	2,100

※児童・生徒、特別支援、教職員を含む

3.2 関係法令、計画等の整理

学校給食関連法令や施設整備関係法令等について整理を行うとともに、「第 5 次三木町振興計画」等の関連計画の中での位置づけを整理します。また、学校給食（食育・施設）をめぐる近年の動向を把握し整理します。

3.2.1 関係法令

(1) 学校給食法

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）は、学校給食に対する基本的な根拠法であり、学校給食の目的、義務教育諸学校の設置者に対する学校給食実施の努力義務を規定しています。また、平成 20 年の改正では、子どもの食生活の変化や「食育基本法」の制定により、学校給食の目的が食育の推進を重視したものとなっています。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(補助金の返還等)

第十三条 文部科学省大臣は前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなったとき。
- 三 補助に係る施設又は整備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）

学校給食法第 8 条第 1 項の規定に基づき、児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準を改正する学校給食実施基準が平成 30 年に一部改正されました。

「学校給食法」において、児童等が必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために、必要な事項について維持されることが望ましい基準として定められたものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

3 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任や教科担任と栄養教諭等とが連携しつつ、給食時間はもとより、各教科等において、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行えるよう配慮すること。

- ① 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。
- ② 各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。
- ③ 地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心をはぐくむとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること。
- ④ 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。
- ⑤ 食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては、公益財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」並びに文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考とすること

(2) 献立作成に当たっては、常に食品の組合せ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒のし好の偏りをなくすよう配慮すること。

- ① 魅力あるおいしい給食となるよう、調理技術の向上に努めること。
- ② 食事は調理後できるだけ短時間に適温で提供すること。調理に当たっては、衛生・安全に十分配慮すること。
- ③ 家庭における日常の食生活の指標になるように配慮すること。

(3) 学校給食に使用する食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項に基づく食品中の放射性物質の規格基準に適合していること。

(4) 食器具については、安全性が確保されたものであること。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。

(5) 喫食の場所については、食事にふさわしいものとなるよう改善工夫を行うこと。

(3) 学校給食衛生管理基準等

「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）は、学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として定められたものです。

本基準においては、二次感染防止のための施設・設備等のハード面と、調理過程における衛生管理及び衛生管理体制等のソフト面について、適切に整備されるよう具体的に明記されています。

区 分				内 容
学 校 給 食 施 設	調 理 場 所	作 業 区 域	汚 染 作 業 区 域	検 収 室－原材料の鮮度等の確認及び 根菜類等の処理を行う場所 食 品 の 保 管 室－食品の保管場所 下 処 理 室－食品の選別、剥皮、洗浄等 を行う場所 返却された食器・食缶等の搬入場 ----- 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前）
			非汚染作業区域	調 理 室 －食品の切裁等を行う場所 －煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う 場所 －加熱調理した食品の冷却等を行う場所 －食品を食缶に配食する場所 配膳室 食品・食缶の搬出場 ----- 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後）
		そ の 他		更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等 事務室等（学校給食調理員が通常、出入りしない区域）

3.2.2 関連計画の整理

(1) 第5次三木町振興計画

第5次三木町振興計画は、人口減少の抑制を考えつつも、人口が減っても、少子高齢化が進んでも、住民が幸せを実感できる仕組みの実現をめざすため、基本構想や「三木町まんて願大作戦」を踏まえて、平成28年4月から向こう5年間の町政運営の処方箋（基本指針）として策定したものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

2. 学校教育の充実

施策の方針と主要事業

④ たくましい心と体を育成する健康教育

全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を分析し、運動能力と体力の向上に努めるとともに、基本的な生活習慣を育む食育の推進に努めます。早寝・早起き・朝ごはんを基本に、小児生活習慣病を自ら予防できる実践力を培い、地場産物を中心とした食育への関心を深める実践を推進します。

5. こころ豊かで文化の香り高いまちづくり

② 学校教育の充実

子どもたちが明日の三木町を担う人材として成長していくことができるよう、地域の教育力を生かした特色のある教育の推進による確かな学力を身につけ、人権教育や道徳教育、健康教育等の充実をはじめ心の問題への対応等による豊かな人間性の育成、食育の推進等による健康・体力の育成など生きる力を育成するための教育を推進します。

(2) 第3次食育推進基本計画

第3次食育推進基本計画は、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを示したものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点課題

今後5年間に特に取り組むべき重点課題を以下のとおり定める。

① 若い世代を中心とした食育の推進

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育を推進することが重要である。しかし、特に、20歳代及び30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多い。このため、こうした若い世代を中心として、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進する。また、20歳代及び30歳代を中心とする世代は、これから親になる世代でもあるため、こうした世代が食に関する知識や取組を次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進する。

② 多様な暮らしに対応した食育の推進

食育の取組は、日常生活の基盤である家庭において、確実に推進していくことが極めて重要である。しかし、我が国では、少子高齢化が進む中、世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えている。また、貧困の状況にある子供に対する支援が重要な課題になるなど、家庭生活の状況が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられる。こうした状況を踏まえ、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進する。

③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進

我が国は、世界有数の長寿国であり、更に平均寿命が伸長することが予想される。一方、生活習慣病が死因の約6割、国民医療費の約3割を占める中であって、その予防や改善は引き続き国民的課題となっている。健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することにより健康寿命の延伸を実現し、子供から高齢者まで全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは、国が優先的に取り組むべき課題の一つである。このため、国民一人一人が生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践できるよう支援するとともに、食環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことを踏まえ、関係機関・団体や食品関連事業者等様々な関係者が主体的かつ多様な連携・協働を図りながら、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善等、食育を推進する。

④ 食の循環や環境を意識した食育の推進

食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを理解することが大切である。また、我が国は食料及び飼料等の生産資材の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、推計で年間約 642 万トンにのぼる食品ロスが発生しており、環境への大きな負荷を生じさせていることから、食品廃棄物の発生抑制を更に推進するなど、環境にも配慮することが必要である。このため、国、地方公共団体、食品関連事業者、国民等の様々な関係者が連携しながら、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食品ロスの削減等、環境にも配慮した食育を推進する。

⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

南北に長く、豊かな自然に恵まれ、海に囲まれた我が国では、四季折々の食材が豊富で、地域の農林水産業とも密接に関わった豊かで多様な食文化を築いてきた。また、長寿国である日本の食事は世界的にも注目されている文化である。しかし、近年、グローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により、地場産物を生かした郷土料理やその食べ方、食事の際の作法等、優れた伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつある。このため、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習としてユネスコ無形文化遺産に登録（平成 25 年 12 月）されたことも踏まえ、食育活動を通じて、郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深めるなどにより伝統的な食文化の保護・継承を推進する。

なお、重点課題に取り組むに当たっては、次の 2 つの視点に十分留意する必要がある。

・子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進

食育の推進に当たっては、子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた取組を引き続き目指していくことが重要である。特に、子供のうちに健全な食生活確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるため、子供への食育の基礎を形成する場である家庭や学校、保育所等との連携により、食育の取組を確実に推進する。また、高齢者が健康で生き生きと生活できるよう、生活の質にも配慮しながら、健全な食生活の確保に向けた取組を推進する。

(3) 三木町公共施設等総合管理計画

三木町公共施設等総合管理計画は、本町の最上位計画である「三木町振興計画」を下支える計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を示すものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

第5章 施設類型ごとの基本的な方針

施設の数量の最適性に関する基本的な考え方

- ・学校施設長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に努め、全小学校を現状どおり維持していきます。ただし、今後の少子化の進展次第では、統廃合や再編、最適な施設数や敷地面積について検討します。
- ・学校施設として求められる機能水準を保つため、必要となる各施設の改修及び教材器具等の整備に努めます。施設改修等履歴などの情報を把握し、適切な時期に改修・更新できるように努めます。

(4) 三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略

三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、将来の町の姿と理念をしっかりと住民に示し、さらに5年間の方向性と具体的な取り組みをまとめたものです。本計画のうち、本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

第2 概要（まんで願いきいきタウン構想）

1 『まんで願いきいきタウン構想』

～三木町に関わるすべての人たちに「三木っていいよね」と感じてもらうために～

(2) 第2の構想 「健康寿命の延伸」

三木町では香川大学医学部との連携協力のもと「健やかあすなろプロジェクト～児童の糖尿・肥満撲滅プラン～」として、三木町発の「希少糖」を食育や生活習慣改善指導、また啓発事業に活用するとともに、小学校において生活習慣病予防、改善のための運動処方の研究を活かした健康づくり教室を開催するなど積極的に生活習慣病予防対策に取り組んでいます。

(5) 三木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

本計画は、これまでの人口推移に関する現状分析や今後の人口推計に基づき、将来目指すべき人口目標を設定するものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

第1 人口の現状分析

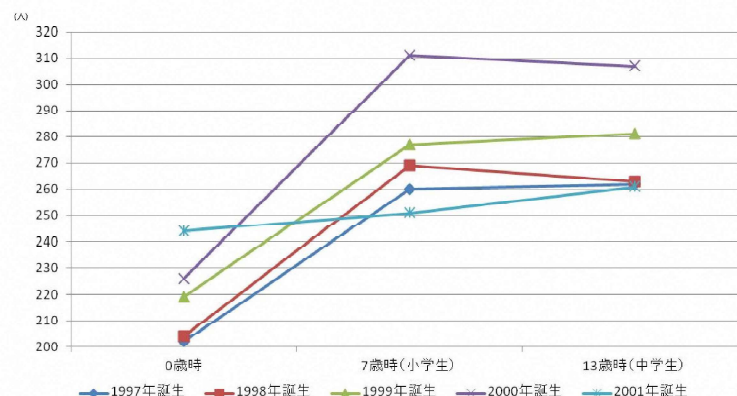
4 女性の出産や就業等に関する分析

(4) 転入子育て世帯の推移

それぞれの年代で小学校に入学した時の人数はいずれも増加しており、中学校入学時の人数を見ても誕生時の人数よりも多くなっています。これは、町外で出産した家庭（子育て世帯）の子どもが小学生・中学生になるまでに三木町へ転入し、三木町に転入してくる子育て世帯が増えていることが分かります。

また、近年における三木町への転入世帯の状況をみると、毎年一定数の子育て世帯が転入しており、それに伴って子どもの人数も増加傾向にあります。

【各年代に誕生した子どもの年齢別（小学校・中学校入学時）推移】



第2 将来人口推計

1 将来人口推計

(2) 人口減少段階の分析

平成 22（2010）年の人口を 100 とした場合の高齢者人口の指標は、平成 37（2025）年を境に維持・微減の段階に入り、平成 52（2040）年以降は減少段階に入ると推計されます。

平成 52（2040）年での指標は 119 となり、人口減少段階は第 2 段階（3 段階のうち 2 つ目の段階）と判定されます。

【人口減少の段階】

	2010 年	2040 年	2010 年を 100 とした場合の 2040 年の指数	人口減少段階
高齢者人口	6,294	8,252	119	2
生産年齢人口	17,704	11,942	67	
年少人口	3,836	2,312	60	

※人口減少段階は、一般的に、「第 1 段階：高齢者人口の増加（総人口の減少）」「第 2 段階：高齢者人口の維持・微減」「第 3 段階：高齢者人口の減少」の 3 つの段階を経て進行するとされています。

(6) 三木町都市計画マスタープラン

三木町都市計画マスタープランは、人口減少、少子高齢化、自然災害に対して、ハード対策やソフト対策をはじめ、あらゆる分野からみた課題解決に向けた今後のまちづくりの将来像を示し、まちづくりにおける共通指針となるものです。本事業の関連事項として以下の内容が挙げられます。

2 章 現状と今後のまちづくりにおける課題

1 三木町の現状

(8) まちづくりへの取組み状況

②住民意向

平成 23 年度より、住民の意見や考え方を反映したまちづくりを行うための具体的な施策を提案するための組織として「百眼百考会議」が発足しました。

三木町百眼百考会議（平成 23 年度）における提案

部会	提案する施策の名称	提案する内容
学びづくり部会	食育の普及	・コミュニティ・スクール制度を活用しながら学校教育の一環として <u>地産地消に基づいた食育の取組の普及</u>

3.3 課題の分析

三木町学校給食センター整備に係る課題を以下にまとめます。

3.3.1 早期の事業予定地の選定

三木中学校を除く全ての給食調理場では施設や設備の老朽化が深刻な状況となっています。

小学校4校は、ウェットシステムの調理場であり、床を乾かした状態で使用するドライ運用で調理を実施しているものの、衛生管理を十分にできない状況にあり、「三木町学校給食施設整備の基本方針について（令和2年1月）」に掲げるように、新学校給食センターの早期の施設整備を行う必要があります。早期の供用開始を可能とするよう、事業予定地の選定が必要です。

3.3.2 安全・安心な学校給食の提供や児童と栄養教諭・調理員等の交流

現在は給食調理場の老朽化のため、十分な衛生管理ができないが、新学校給食センターでは、安全・安心な学校給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準への対応しつつ、アレルギー対応も可能な施設とする必要があります。

また、これまで三木町では自校方式で学校給食を提供してきており、子どもたちと栄養教諭、調理員が直接触れ合いながら食育を進めてきましたが、センター方式においてもそれらの取組みを継続できるよう、児童と栄養教諭・調理員等が交流できる施設とすることが重要です。

3.3.3 将来の調理場の統合を見据えた調理能力の設定

新学校給食センターの調理能力については、三木中学校の調理場は比較的新しいものの、将来老朽化してきた場合の給食提供を想定し、小学校及び中学校を対象として食数を設定することが望ましいと考えられます。

3.3.4 配送校の配膳室等の改修

各学校については、センター方式への移行に際して、調理場を配膳室に改修することが必要であるとともに、学校ごとに食器・食缶等の仕様が異なるため、校内での各学級への配送に際しては、小学校の小荷物昇降機を人荷用エレベーターに改修するなど、配膳方法についてもあわせて検討する必要があります。

3.3.5 効率的かつ効果的な事業手法の選定

現在の各調理場は町が全てを直営で運営していますが、財政負担の軽減も図りつつ、新学校給食センターの早期の供用開始ができる事業手法を選定する必要があります。